

平成26年12月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成26年12月13日 開会

平成26年12月13日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成26年12月13日（土曜日）午前11時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由の概要説明

日程第4 議案第13号 秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員の死亡に関する第三者調査委員会条例を設定する件

日程第5 議案第14号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

2番	後藤 健	3番	高橋 大
4番	藤原 美佐保	5番	渡部 幸男
6番	由利 昌司	9番	伊藤 榮悦
11番	久留嶋 範子	12番	菊地 衛
13番	青柳 宗五郎	14番	鹿兒島 巖
15番	長井 直人	16番	佐々木 文明
18番	芦崎 達美	21番	草階 廣治
22番	高橋 浩人	23番	松田 知己
24番	菅原 政一		

欠席議員（８名）

1 番	鎌 田 修 悦	7 番	児 玉 一
8 番	長谷部 誠	10 番	橋 村 誠
17 番	三 浦 正 隆	19 番	渡 邊 彦兵衛
20 番	畠 山 菊 夫	25 番	佐々木 哲 男

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂 積 志	副広域連合長	栗 林 次 美
副広域連合長	齋 藤 正 寧	事務局長	須 藤 智 明
事務局次長	水 木 卓	業務課長	伊 藤 巧
会計管理者	佐 藤 庄 二		

議会担当職員出席者

議会書記	小 松 美 紀	議会書記	成 田 雄 希
------	---------	------	---------

午前11時29分 開会

○議長（青柳宗五郎） 本日の出席議員は17名であります。よって、定足数に達しておりますので、これより、平成26年12月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

諸般の報告

○議長（青柳宗五郎） 諸般の報告をいたしますが、報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告とさせていただきます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（青柳宗五郎） これより議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、菊地衛議員、佐々木文明議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第2、会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 提案理由の概要説明

○議長（青柳宗五郎） 次に、日程第3、提案理由の概要説明を行います。

議案第13号秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員の死亡に関する第三者調査委員会条例を設定する件及び議案第14号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 平成26年12月広域連合議会臨時会が開会され、提出議案をご審議いただくに当たり、提案理由をご説明申し上げます。

今臨時会には、条例案1件、補正予算案1件の議案を提出しております。

初めに、議案第13号秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員の死亡に関する第三者調査委員会条例を設定する件についてであります。

横手市から派遣された当広域連合職員がパワーハラスメントを受けた旨の遺書を残して自殺したことに、事実関係の調査等を行う第三者調査委員会の設置に当たり、必要な事項を定めようとするものであります。

次に、議案第14号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第三者調査委員会に係る委員報酬等の経費及び議会の開催に係る経費の増額を計上するものであります。

なお、派遣職員人件費負担金の精算に当たり減額が見込まれることから、歳入歳出予算の総額は据え置くものであります。

以上、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

**日程第4 議案第13号 秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員の死亡に関する
第三者調査委員会条例を設定する件及び**

**日程第5 議案第14号 平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第1号）**

○議長（青柳宗五郎） これより、日程第4、議案第13号秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員の死亡に関する第三者調査委員会条例を設定する件及び日程第5、議案第14号平成26年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第13号及び日程第5、議案第14号を一括議題といたします。

これより議案第13号及び議案第14号に対する質疑を行います。14番鹿兒島議員から質疑の通告がありましたので、発言を許可いたします。14番鹿兒島議員、自席でお願いします。

○14番（鹿兒島 巖） 14番鹿兒島であります。

まず初めに、議案第13号についてであります。これに対しましては、前回の広域議会において関係する請願が議会として採択をされ、それを受けて今回議案として提案をされたということにつきまして、これを歓迎する意味を含めて、また、条例作成に取り組んでいただいたご苦勞にまず敬意を表したいというふうに思います。

そこででありますけれども、せつかくの条例が真に公平公正に運用できるように、その観点から幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目は、第2条で、「元職員の自殺の原因に係る事実関係の解明に関することについて、独立して調査、検証及び審議を行い」とあるわけではありますが、経過からして、以前に行った内部調査、これについては全く白紙とした状態で、改めて全職員及び以前の派遣職員の聞き取り調査を行うべきではないのだろうかと思うわけではありますが、この点についてどのように、運用について考えているのかをお聞きをしたい、これが第1点目です。

次に、第3条で、「委員は、法律、医療・心理等の専門家、その他の優れた見識を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する」とあるわけではありますが、この人選については、どういう形で誰が行うのかということでもありますけれども、これは例えば、法律関係者については、秋田弁護士会、あるいは医療関係については秋田県医師会、そのほか、こういったパワーハラスメント関係については、労働者の権利、人権等の問題にもかかわりますので、労働団体、こういった団体に趣旨をお伝えして、団体に人選を行って任命をするということがより客観性があるのではないかと、あるいは、案件については横手市の顧問弁護士もいらっしゃると思っておりますけれども、こういった方も対象として人選すべきではないかというふうに考えるところでありますけれども、この条例の具体的な運用に当たって、私が申し上げました点についてどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

以上であります。

○議長（青柳宗五郎） 答弁、穂積連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 鹿兒島議員の秋田県後期高齢者医療広域連合事務局職員の死亡に関する第三者調査委員会条例を設定する件についてのご質問にお答えします。

初めに、1の調査方法についてでありますけれども、項目及び範囲等も含め、第三者調査委員会にゆだねたいと考えております。

次に、2の委員の人選については、正副広域連合長において行いたいと考えております。いずれにしても、中立かつ公正な観点で判断していただける方を選出したいと考えており

ます。

なお、議員のご意見につきましては、要望として受けとめさせていただきます。

以上でございます。

○議長（青柳宗五郎） 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 答弁を伺いますと、まず1点目については、特にこの条例の運用に当たっては、第三者委員会が設置された中で、第三者委員会に選出された委員の方々の中でどういった調査をするかについてはお任せするというところでございますね。そういうことですね。

それから、2点目については、今、連合長が委嘱するということのお答えです。この委嘱の仕方について私は申し上げたわけで、今の答弁ですと、私の意見も参考にとという程度のものであったわけでありますけれども、具体的に、こういった委嘱の仕方、具体的に個人の指名という形になるのか、あるいはこういった関係する団体を通してという形になるのかについて、考え方を聞いたわけでありますが、その辺がちょっと不明確でありましたので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（青柳宗五郎） 穂積連合長。

○広域連合長（穂積 志） 労働問題ということですので、できれば公的な機関、労働局とかですね、そういったところに依頼をしたいなと思っておりますし、弁護士さんにつきましては、労働紛争の調停委員という組織というんでしょうか、ありますから、そういったメンバーにも声かけをしてみたいなというふうに思っておりますし、お医者さんにつきましては、また、臨床心理士等につきましては、その会のトップというんでしょうかね、県支部とかがありますから、そういったところに声かけをしてみたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 14番、再々質問。

○14番（鹿兒島巖） 今のお話ですと、やっぱり団体に、個人ということではなくて、団体を含めて視野に、選考の視野に入れているということのようでありますので、その辺を確認させていただきたいと思います。

それから、もう1点目は、職員の調査対象の範囲の問題であります。伺うところによれば、現在の職員配置を行ったのは前事務局長であったと、職員の配置を決めたのは。というふうに伺っておりますので、調査の対象としては、現在いる職員だけではなくて、前任の事務局長、あるいは事務局次長が、具体的な今回配置されている職員の配置についての責任があるかと思っておりますので、職員の調査対象の範囲は、こういった現在いる方だけではなくて、今回の人事にかかわっておられた職員も対象にすべきではないだろうかという

ふうと思うわけでありませぬけれども、その辺もどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（青柳宗五郎） 穂積連合長。

○広域連合長（穂積 志） 先ほど申しましたとおり、調査の方法、あるいは範囲、これは第三者委員会のほうにゆだねたいと思います。どの辺まで調査していけるのかどうか、自殺した原因、できる限り明らかにしていただきたいところ思っていますので、その辺はその委員会に任せたいというふうに思っています。

それから、先ほどの団体を通してということ、団体を通すということではございません。その方法もあろうかと思ひますけれども、そういったところをこちらで調べながら、どなたがいいかというのはわかりませぬけれども、例えば、労働局のほうにお願いすると、そこの担当の人が出てきてくれるのか、あるいはどうなのかわかりませぬけれども、そういった部分も含めながら、こちらで人選していきたいと。人選というか、人選しながら委嘱していきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（青柳宗五郎） 以上で鹿兒島議員の質疑を終わります。

ただいま一括議題としております議案につきましては、ほかに質疑の通告はございませんので、議案第13号及び議案第14号に対する質疑を終了いたします。

これより、議案第13号及び議案第14号に対する討論を行います。

通告はございません。以上で、議案第13号及び議案第14号に対する討論を終了いたします。

これより、順次採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

議案第13号について採決いたします。お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号について採決いたします。お諮りいたします。議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（青柳宗五郎） 広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許可いたします。穂積連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、慎重なるご審議の結果、条例案及び補正予算案について適切にご決定をいただき、厚く御礼申し上げます。

今後についてでありますけれども、速やかに第三者調査委員会を立ち上げ、年度内を目途に報告書を提出してもらえよう考えているところでございます。

議員各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

本日は、まことにありがとうございました。

閉 会

○議長（青柳宗五郎） お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（青柳宗五郎） ご異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

これで、平成26年12月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午前11時45分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員